

受付開始 家賃支援給付金

家賃支援給付金って何？

給付対象者

2020年5月～12月の間に①②いずれかにあてはまる事業者の方は、事業継続を支援するために地代・家賃（賃料）の負担を軽減する家賃支援給付金を申請できます。

- 1 いずれかの月の売上（前年の同じ月と比較して） **50%以上減っている**
- 2 連続する3か月の売上の合計（前年の同じ期間の合計と比較して） **30%以上減っている**

申請期間：2020年7月14日から2021年1月15日まで

給付額

中堅・中小企業 小規模事業者	個人事業者
最大 600 万円	最大 300 万円

を一括で支給します

給付額の算定方法
申請日の直前1か月以内に支払った賃料（月額）をもとに算定した月額給付額の6割

法人 申請の前に準備！ 個人

○ まず、必要書類を揃えてください。

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較するすべての事業年度の確定申告書類

以下すべて

- 確定申告書別表一の控え（1枚）
- 法人事業概況説明書の控え（両面）
- 申請にもちいる売上が減った期間が前事業年度に当たるときは、それぞれ比較する事業年度の確定申告書類を添付してください。
- 確定申告書別表一の控えには、収受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。
- e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知（1枚）を添付してください。

申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳 など

以下いずれか

- 経理ソフトから抽出した売上データ
- 表計算ソフト（エクセル など）で作成した売上のデータ
- 手書きの売上台帳のコピー
- 2020年〇月と明細に記載されていることをご確認ください。

賃貸借契約書の写し

- 賃貸借契約書の契約書の写し
- ※添付する契約書は、申請者と自由の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。

直前3か月の賃料の支払い実績を証明する書類

- 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月分）など
- ※該当する部分が分かるよう対象箇所を印をつけてください。

給付金の振り込み口座情報

以下すべて

- 申請者本人名義の口座通帳の表紙
- 申請者本人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方

本人確認書類の写し

以下いずれか

- 運転免許証（両面）
- 個人番号カード（オモテ面のみ）
- 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面）

上記の書類がない場合は、以下のいずれかの組み合わせでわかりとすることが出来ます。

- 住民票の写しおよびパスポートの両方
- 住民票の写しおよび各種健康保険証の両方

誓約書

- 自署の誓約書
- ※代表者の方の自署が必要です。

○ 次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は スマートフォンの場合は

必要書類をスキャンしてパソコンに貼り込んでください。

必要書類を撮影して写真をスマートフォンに保存してください。

※形式は「PDF」「JPG」「JPEG」「PNG」のいずれかをお願いします。

※細かい文字が読み取れないようきれいな写真を添付をお願いします。

○ 次に、必要書類をデータ化してください。

左のページを参照ください。

組合でも相談受付を開始しました。まず、お電話下さい!

大成建設でクラスター発生 現場情報は組合に寄せて下さい

7月15日（水）、大成建設は日本郵政本社ビル改修工事（霞が関）で17名が集団感染したことを公表（その後の検査で他9名が陽性）しました。

このことは、参議院国土交通委員会の質疑でも取り上げられ、現場従事者への休業補償についても「全ての従事者へ伝達していく。」旨の回答がありました。

今後、下請業者に対して、しっかりとした補償がされるかが、大きな問題となります。

組合では、10月の企業交渉へ向けて、現場に関する情報を集めています。小さなことで構いません、支部事務所へお寄せ下さい。


お困りの仲間がいたら組合へ

組合では、引き続き、新型コロナウイルスの影響により、困っている仲間の相談業務を強化していきます。

何かありましたら、一人で悩まずに組合に相談して下さい。

また、お困りの仲間を見つけた時には、「組合へ相談してみなよ。」と一言かけて下さい。組合員の方は、もちろん、組合未加入の方についても、ご相談に乗らせていただきます。

組合と共に困難を乗り越えましょう。



群会議の話題

コロナ特集号

東京土建小平東村山支部 187-0042 小平市仲町381
TEL.042-342-2846 FAX.042-342-2848

今月の群会議 自分と家族を守るために
これだけは やりましょう!
これは重要!!

今月も「新型コロナウイルス特集号パート4」として、引き続き、新型コロナウイルスを乗り切る為の対策や支部の取り組みについて2~4面に掲載しています。

また、支部ホームページでもコロナウイルスに関する情報を随時更新中ですので、合わせてご確認ください。

支部HPはコチラ



☆支部集団健康診断のお知らせ

下記の日程で支部集団健康診断を開催します。新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、注意点がございますので、ご確認の上、お早めにお申込下さい。

尚、先月お知らせの、8/30（北多摩）は定員となりました。

- ◆注意点
- 定員を削減して開催します。
 - 指定の時間を厳守して受診して下さい。
 - 託児所は設置しません。
 - 受診できないオプション検診があります。
 - マスクの着用をお願いします。
 - 受診時の検温で37.5℃以上は受診不可。
 - 医療機関の指示に従って受診して下さい。

小平会場		
日程	会場	申込〆切
9月27日	みその生協診療所	10月15日
東村山会場		
日程	会場	申込〆切
10月25日	北多摩生協診療所	9月17日

事務所の平日休業

◆9月書記局会議 9月2日（水）
終日事務所を閉めさせていただきます。午後からは職員中心に電話対応させていただきます。

事務所の夏季休業

◆8月12日（水）～8月18日（火）
土日を含め7日間事務所を閉めさせていただきます。ご了承ください。

無料法律相談

日時：8月26日（水）13時30分～
場所：支部事務所 ※電話で要事前予約です。

本部経営相談

日時：8月26日（水）、9月17日（木）10時～
会場：東京土建本部 ※電話で要事前予約です。

駅頭宣伝行動

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、全て中止

- 消費税込宣小平駅 ※中止
- 消費税込宣久米川駅 ※中止
- 憲法駅宣小平駅 ※中止

今月の配付資料

分会執行委員会、群会議などコロナ対応が求められる為、引き続き、配布物については最小限にとどめています。

◆群会議の話題※本紙・・・全数

◆支部集団健康診断申込書・・・全数

◆東京都予算要求ハガキ、説明文・・・全数

◆けやきの会「機関紙」・・・群3枚

◆建設従事者PCR検査を求める署名・・・群1枚

◆主婦の会「還元品（サコッシュ）」・・・会員数

☆厚労省ハガキ要請行動にご協力下さい

ハガキ要請行動は、土建国保の補助金を確保する為の大切な取り組みです。

今月の群会議で東京都宛の要請ハガキを配布します。

ハガキは自宅に持ち帰り、9月の群会議に、お持ちになって下さい。

困ったことがあれば組合に相談を! 新型コロナ関連、現在までの相談実績

○持続化給付金……150事業者超

※支部相談会の給付実績1億円を突破!

○雇用調整助成金…35社超

※日額の上限が15,000円に引き上がりました!

○融資相談……30件超

※多数の融資制度からご案内します。



持続化給付金

家賃支援給付金

土建国保料減免

コロナ関連制度相談会

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者・労働者に対する支援制度の追加に対応し、毎月の持続化給付金の相談会を「持続化給付金・家賃支援給付金・土建国保料の減免」の相談に幅を拡げて開催します。

◆相談日程（夜間開催です）

【ひにち】8月19・26日

9月10・17・24日

【じかん】18時～19時

【内容】持続化給付金・家賃支援給付金・土建国保料の減免
(予約の際に希望の相談内容をお伝え下さい。)

※全日程、完全予約制 ☎042-342-2846まで
予約がない場合の対応は致しかねますので、ご注意ください。

日中の相談は随時対応します。ご希望の方はお電話で予約の上、ご来所下さい。

◆必要書類など ※予約時にご確認下さい。

雇用調整助成金の申請期限迫る!

雇用調整助成金とは

- ①新型コロナウイルスの影響を受け、売上が減少し、事業の縮小を余儀なくされた。
 - ②休業等（休業・教育訓練・出向）を行った。
 - ③労働者に休業手当の支払いを行った。
- ①～③の全てを満たした場合に休業手当の一部または全額が助成される制度です。

【支部での相談実績】

35社が相談、21社（給付予定総額2,300万円）が申請を完了しました。
※6月末に申請された事業所に給付もありました。

【申請期限の注意点】

6月末締めまでの給与に関する申請は8月30日（もしくは8月31日）までに申請が必要です。
申請を検討している事業主の方は、すぐに事務所までご連絡下さい。

土建国保料の免除・減免の対象となるか?確認してみよう。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した組合員・家族の生活再建を支援するため、東京土建国保料の免除・減免が始まりました。

主たる生計者が新型コロナ感染症によって死亡・重症化した場合、もしくは、下記の計算方法で前年度比30%以上減少した場合、対象となります。

【収入減少の確認方法】

★2019年の収入=A

☆2020年の収入（見込み）

2020年の2月～7月の期間で売上が低い月から2か月間を選択
選択した2か月の売上合計×6=B

◎減少率

$A \div B - 1 \times 100 = C$ * Cの値が30以上であれば対象です。

○土建国保料の免除・減免の割合

【主たる生計者が新型コロナ感染症によって死亡・重症化した組合員】

全額免除（免除月数8か月／期間2020年2月～9月）

【前年から収入が50%以上減少した組合員】

全額免除（免除月数8か月／期間2020年2月～9月）

【前年から収入が40%以上減少した組合員】

75%減免（免除月数6か月／期間2020年2月～7月）

【前年から収入が30%以上減少した組合員】

50%減免（免除月数4か月／期間2020年2月～5月）

※各自治体でも国保料の減免制度があります。自治体の国保に加入している組合員は、お住まいの役所へお問い合わせ下さい。

